

# 交野市森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和12年 3月31日

交 野 市

## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
	1 森林整備の現状と課題	
	2 森林整備の基本方針	
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
	1 樹種別の立木の標準伐期齢	
	2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	3 その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	5
	1 人工造林に関する事項	
	2 天然更新に関する事項	
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
	4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
	5 その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	8
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
	2 保育の種類別の標準的な方法	
	3 その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	3 その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	12
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
	2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
	3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
	4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
	5 その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12
	1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
	3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
	4 その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項 . . . . . 1 3

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項 . . . . . 1 3

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 放置竹林の対策の方法
- 5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 6 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項 . . . . . 1 5

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項 . . . . . 1 5

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

交野市は大阪府の北東部に位置し、大阪市、京都市、奈良市までおおむね20kmの距離にあり、東西約5.4km・南北6.8kmで、その面積が約2,555haのうち森林面積が961haで本市の面積の約4割が山地で占められ、その中に金剛生駒紀泉国定公園、府民の森などがあり、四季折々の美しい風景は市民のみならず大阪府民、さらには近隣の府県の人々にも愛されている。

森林の状況をみると、大部分がクヌギやコナラ等からなる天然林が主体となっておりスギやヒノキの人工林は一部の地域に見られるが、これらの森林のほとんどが放置され竹林の拡大、人工林の手入れ不足等により荒廃が進んでいる。

森林所有状況や経済的な観点から本地域の森林は林業的な位置づけが難しくむしろ、森林面積の約半分が金剛生駒紀泉国定公園に指定されていること等もあり、本市の森林は広く市民の自然レクリエーションの場として活用されているほか、市民あるいは府民が景観や自然体験を楽しむための緑地としての役割が高くなっている。

一方、本市の全域は都市計画区域の指定を受け、山地部は市街化調整区域の指定を行なっているものの、市街地が山麓近くまで達し、住宅開発や土石採取等の都市的な圧力が常に森林に及んでおり、山地災害の防止や生活環境の保全等に対して重要な役割を果たしている。

また近年、自然災害による立ち木の倒木対策や生物多様性の保全と温室効果ガス吸収源としての役割が強く求められていることから森林の公益的機能が高度に発揮されるような保全整備を図る必要がある。

## 2 森林整備の基本方針

○府内や近隣府県でも複数の木質バイオマス発電施設の整備が進んでいることから、燃料としての需要拡大が見込まれる木質チップ材に対して、未利用間伐材の活用を促進する。

○工務店や設計士等と連携した内装材としての活用や、市民に木材の利用を勧めるため普及啓発を行い府内産材の利用を促進する。

○集中豪雨等による山地災害を未然に防止又は軽減するため、治山施設と荒廃森林の整備を計画的に進める。また、公有地及び公共性を有する林道に係る危険木等の伐採と剪定により、安全対策を推進する。

○土石流に伴う流木災害を防止するため、溪流沿いにおける危険木の除去等、流木対策を推進する。

○ハザードマップの作成や地域住民との防災パトロールなど、地域住民の減災意識を高めるソフト対策を推進する。

○生物多様性の保全のため、国の補助制度を活用し、地域住民、森林所有者が協力して行う里山保全・再生の取り組みを支援する。また、択伐施業等による複層林化や針広混交林化を図るなど、多様な生き物が生息できる空間の創出を推進する。

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林機能ごとの望ましい姿は下記のとおりである。

##### ○水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

##### ○山地災害防止／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

##### ○快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林。

##### ○保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。

##### ○文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

##### ○生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する森林。

##### ○木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、作業道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### 1. 森林整備の基本的な考え方

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下、指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

森づくりにあたっては、森林所有者だけでは豊かな森に再生することには限界があり、今後は市民参加型の森づくりの仕組みを構築することが重要となる。つまり市民との協働・連携を基調とした森林所有者・市民・行政が一体となった活動を展開し、持続性のある行動に結び付けていく森づくりを推進する。そのため、概ね地域ごとを基本として、森林所有者・地域住民・ボランティア団体・市・大阪府等が参画した「森づくり委員会」を設置し、地域の森づくりに関する計画づくりや各々役割分担を明確にするとともに、特に森林所有者との連携をはかり、森林の持続的な保全及び活用を進める。

### 2. 森林施業の推進方策

本市では林業活動がほとんど行なわれていないため森林整備の担い手が不在であることから、交野山森林公園を拠点として、森林ボランティアを育成し、市民参加による森林整備及び大阪府アドプトフォレスト制度を活用した森林整備をすすめていく。また、自然災害による二次被害防止対策として、公有地及び不特定多数の市民に影響を及ぼす恐れのある公共性を有する林道（ハイキング道含む）における危険木等の処理を進める。

森林整備にあたっては近年、森林に対して生物多様性の保全や温室効果ガス吸収源としての役割が強く求めていることから、里山林や景観林の再生と創造、放置され荒廃した竹林の整備、スギ・ヒノキ人工林における間伐の実施を計画的に進め、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に考慮して、重視すべき機能に応じた整備を行う。

そのために、山地災害機能を有する「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」、水源涵養機能の必要性が高い「水源涵養機能維持増進森林」、生活環境保全機能、保健文化機能等を有する「快適環境形成機能維持増進推進森林」という公益的機能別施業森林に区分し森林整備を推進する。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
交野市	40	45	35	45	10	15

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

主要樹種ごとに上表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に際しては、以下のア～エに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持のため溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

植栽によらなければ適切な更新が困難な森林において樹木を伐採した後は、早期に適切な方法により造林を行なうこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ等

定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定する。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体制や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともにコンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

##### イ その他人工造林の方法



地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。 また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に植栽する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の育成状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適格な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

※ ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る

(2) 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。また、更新は周辺の草丈以上の更新樹種の本数が概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況か

ら天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
マツ類、クヌギ、コナラ、スギ、ヒノキ	10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢な萌芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

ウ その他天然更新の方法

該当なし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適格な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)アによる。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立	3,000	16	21	31	(40)
	密仕立	4,000	16	20	24	
ヒノキ	中仕立	3,000	18	23	35	(45)
	密仕立	4,000	18	23	29	35

(注) ( )は長伐期大径材生産を目標とした場合。

除伐後、樹冠が過密状態になったとき第1回目を行い、伐期までに2~4回行うものとする。間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うものとし、間伐率は本数割合で2~3割程度(初回は3割程度)とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△							
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△						
つる切り	スギ						○	○	○						
	ヒノキ							○	○	○					
除伐	スギ									←	○	→			
	ヒノキ											←	○	→	

(注) △は必要に応じて行う。

ア 下刈り

上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜け切る時期まで1~2回行い、実行時期は6月上旬~9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐

下刈り後3～5年間は、つる切り及び徐伐を行う。徐伐は、目的樹種の生育が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象として、発育不良木、被害木等について実施する。なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても、有用なものは残し育成する。

ウ 枝打ち

林分の樹冠閉鎖後、間伐の実行前に立木の生育に支障のない程度に行い、実行時期は11月～3月とする。

エ その他必要な事項

病害虫の被害が発生した場合には、早期駆除に努めること。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり

イ 施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（ただ しコナラを除く）
1, 4～23	50年	55年	45年	55年	20年	25年

人工林施業を実施する場合には、一箇所当たりの伐採面積を小規模におさえるとともに、伐区も分散するようにする。適正な森林の立木蓄積を維持しつつ根茎の発達を確保することを図りながら整備し下層植生の保護及び発達にも配慮する。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

人工林施業を実施する場合には、一箇所当たりの伐採面積を小規模におさえるとともに、伐区も分散するようにする。適正な森林の立木蓄積を維持しつつ根茎の発達を確保することを図りながら整備していく。

② 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

快適環境形成機能維持増進森林を有する森林は、伐期の延長を推進し、大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するためには樹高が高く下枝が密に着しているなど、遮蔽能力が高く被害に対する抵抗性が高い森林および汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

別表1のとおり

イ 施業の方法

アの森林の区域のうち公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2のとおり定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（ただ しコナラを除く）
2, 3	80年	90年	70年	90年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表3のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的穏やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、

人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5, 6, 9, 10, 12イ, 13, 18, 21	320
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～23 (全域)	961
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～23 (全域)	961
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～23 (全域)	961
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1, 4～23	879
長伐期施業を推進すべき森林		2, 3	41
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

【別表 3】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
-----	-------	---------

木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	—

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項



## 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、特にカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。

また、森林病虫害等のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行い被害を受けにくい健全な森づくりを目指し高齢木や大径木の伐採を進めることで更新を図る。

### (2) その他

府や市、森林組合等で組織する「生駒山系森づくりサポート協議会」等において、森林病虫害による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議するとともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣による森林被害を軽減するため、防護柵の設置や個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

## 3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との連携強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努める。

## 4 放置竹林の対策の方法

近年、里山林や人工造林地などに竹が侵入し、従来の植生を破壊するなど、森林の持つ多面的機能や生物多様性の低下、山腹崩壊等を引き起こす放置竹林の拡大が問題となっている。放置竹林の拡大を防ぐため、アドプトフォレスト制度等を活用し企業、NPO等による竹林整備を促進するとともに、竹資源の新たな活用策について検討するなど、利用促進につとめる。

## 5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

## 6 その他必要な事項

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他
倉治	2、3	40.56	13.8	16.65	—	2.0	8.11

交野山周辺区域の森林について、健康増進や自然体験等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
2、3	①竹林を伐採し樹種転換をはかる ②良好な竹林を維持するために間伐等の整備をする

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持し、又はその状態に誘導等することを旨として積極的な施業を実施するものとする。また森林公園区域に拡大しつつある竹林については、以下2つに区分し適性な森林整備を実施することとする。

①竹林を伐採し、樹種転換をはかる。

②良好な竹林を維持するために間伐等の整備をする。

また、長伐期の人工林施業の導入を図り、伐採種は択伐あるいは小面積の皆伐とする。植栽に当たっては、多様な樹種や郷土樹種を主とした林木が適当な間隔で配置されるように配慮する。

管理にあたっては、多様な動植物が生息できる良好な環境を保全するため、適正な維持管理に努める。また、必要に応じて森林保健施設の整備を図る。

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

##### 4 その他必要な事項

該当なし

#### V その他森林の整備のために必要な事項

##### 1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

##### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林ボランティアを育成し市民参加による森林整備及び大阪府アドプトフォレスト制度を活用した森林整備を進めていく。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

市民は森林が有している有形無形の恩恵にあずかることで、快適な生活環境を享受している面も多く、森林所有者の理解と協力のもと、所有者、市民、森林ボランティア、学校等協働により森林整備を図るとともに、既存のボランティア団体の継続した活動に対し積極的に支援する。また森林体験学習会等を通じて、子供たちへの森林に対する理解を深めてもらい、将来の森林ボランティアとしての育成をはかる。





6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし

交野市森林整備計画の概要図

		ゾーニングの種類
公益的機能別 森林施業の実 施基準を適用 する区域		水源涵養機能維持増進森林
		山地災害防止機能/ 土壌保全機能維持増進森林
		快適環境形成機能維持増進森林
		保険機能維持増進森林

